

みつよしフーズに対する指示内容

【JAS法】

- 1 貴社が製造・販売している全ての加工食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の製品を発見した場合には、速やかに適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 貴社が不適切な表示を行った主たる原因として、食品表示に係る法令遵守の認識が著しく欠如していたと考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- 3 品質表示制度の遵守を徹底すること。
- 4 上記1、2及び3に基づき講じた措置等について、平成25年3月13日までに文書により福岡県知事に報告すること。

【景品表示法】

- 1 貴社が製造・販売している全ての商品の表示について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の商品を発見した場合には、速やかに適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 貴社が不適切な表示を行なった主たる原因として、商品の表示に係る法令遵守の認識が著しく欠如していたと考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底し、貴社における法令遵守体制の整備を図るなど違反行為の再発を防止するために必要な措置を講じること。
- 3 貴社が製造・販売する全ての商品の表示について、景品表示法を遵守し、一般消費者に、実際のものよりも著しく優良であると誤認させるなどの不当な表示を行わないこと。
- 4 上記1、2及び3に基づき講じた措置等について、平成25年3月13日までに文書により福岡県知事に報告すること。